

(1) 延長保育事業（進行管理票P2、1 (2) ①）

■事業概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

これまで、すべての公立保育所で早朝と夕方の延長保育を実施。

平成27年度より、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」とで時間外保育としての利用時間が異なる。

「標準時間利用」では午前7時30分から午前8時までの間（利用料200円）。

「短時間利用」では、午前7時30分から午前8時30分（午前7時30分から午前8時までの利用料200円）までの間と午後4時30分から午後7時（午後6時から午後7時までの利用料200円）までの間を延長保育として実施。令和元年度からは午前7時30分から午前8時30分（午前7時30分から午前8時までの利用料200円）までの間と午後4時30分以降1回200円に変更。

■量の見込みと現状（※特に午後6時以降利用分として）

第2期計画	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)	人/年	33	33	33	33	34
確保方策	人/年	33	33	33	33	34
	か所	8	9	9	9	9
実績	人/年	115	116			
	か所	8 興風は保育 の実施無	8 興風は保育 の実施無			

■方策・課題

今後も継続して市内の保育所・認定こども園全施設で実施する体制とし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応していく。令和3年度から開園した南丹のぞみ園でも延長保育（朝は午前7時から実施／夜は午後8時まで実施）を実施されている。

市立保育所運営の全体的課題として正規職員の不足がある。また、正規職員の不足を補うためや、延長保育や一時預かりといった事業に柔軟に対応するため、会計年度任用職員の雇用に頼るが、これもまた不足する現状がある。保育の質を高めるといった点においては、十分な職員数の確保が整った上で、より質の高い保育を目指したい。

令和元年度から利用料の考え方を整理したことから、利用が増加し、令和2、3年度実績が量の見込みを大きく上回っていることから、計画の中間見直し（令和4年度中）で量の見込みを修正することも検討する。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（進行管理票P2、1(2)②）

■事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

平成27年夏からは市内7か所で実施。受入対象年齢を徐々に拡大し、平成30年度からは全学年を対象に受け入れを実施している。

高学年の利用希望に対する提供体制確保をめざす一方で、利用者増によるスペースの確保が課題であり、受入対象年齢の拡大と併せて施設整備を進めてきた。

日吉地域では平成28年度に老朽化した施設に替えて、胡麻郷小学校隣接地に新施設を建設した。

■量の見込みと現状

第2期計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年(6～8歳)人口推計		人	730	689	678	657	634
高学年(9～11歳)人口推計		人	720	752	759	748	704
量の見込み (実人数)	1年生	人	129	124	133	128	121
	2年生	人	111	112	109	117	113
	3年生	人	104	97	96	91	95
	4年生	人	80	86	80	79	75
	5年生	人	36	37	40	37	37
	6年生	人	20	21	22	23	21
	合計	人	480	477	480	475	462
確保方策	登録児童数	人	480	477	480	475	462
	施設数	か所	7	7	7	7	7
実績	登録児童数	人	524	447			
	施設数	か所	7	7			

■方策・課題

既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図る。

八木地域では令和2年度に八木東小学校敷地内に新施設を建設し、既存施設の利用から専用施設での開設とした。

園部地域では令和3年度に整備を計画していた新施設が、園部小学校敷地内に建設され、令和4年度から利用を開始した。

八木地域では、八木西小学校隣接地に新施設の整備に伴う準備を行い、令和6年度に既存施設の利用から専用施設での開設を予定している。

支援員の専門性を確保するため、京都府が主催する放課後児童支援員研修（認定資格研修）への受講について、複数年で計画的に実施し、毎年受講している。

また、運営面では放課後子供教室（地域の方々の参画を得て、放課後や週末に学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取り組み）との連携を進める。

(3) 子育て短期支援事業（進行管理票P3、1(2)③）

■事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

要保護児童対策地域協議会進行管理ケースでの支援の方法としての利用や、母の出産入院期間中の利用希望に対応し、近隣市の児童養護施設での一時的な養育を実施している。

児童養護施設青葉学園（亀岡市）に委託して実施。利用希望に対応できるよう委託施設を増やすことも検討してきた。

■量の見込みと現状

第2計画	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(述べ利用人数)	人/年	28	28	28	28	28
確保方策	人/年	28	28	28	28	28
実績	人/年	0	0			

■方策・課題

緊急時の対応なども含め、受入施設と連携し、適切な利用を促進する。

平成28年度～令和3年度まで数件の問い合わせ、希望があったが、施設の受け入れ対応が困難との理由により実績がない状況が続いている。特に近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、受け入れ難いケースがあり、利用に至っていない。

令和3年度から委託先に児童養護施設つばさ園（京都市及び南丹市八木町（併設施設））を加え、2施設で受入ができる体制を整備した。

(4) 地域子育て支援拠点事業（進行管理票P3、1(2)④）

■事業概要

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

直営による専用施設での運営と他施設を利用したNPO法人への委託での運営により、2か所を拠点として実施（直営：子育てすこやかセンター、委託：ぽこぽこくらぶ）。拠点2か所での実施体制とするが、各地区への出張で市内全域を補うこととし、委託により地区に出張しての開催をはじめ、気軽に集まれる場の提供を進めてきた。

担当者（NPO法人スタッフ、拠点施設職員、子育て支援課担当職員）が定期的に情報交換し、課題の共有とその解決に向けて連携する。それぞれ特色をもった企画運営を行い、居場所を提供している。

令和元年11月からは、ぽこぽこくらぶ[美山中学校]を月1日開設し、中学生が子育て中の親子と交流し、いのちの大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を設けた。

■量の見込みと現状

第2期計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	直営	回/年	7,480	7,357	7,136	7,001	6,927
	委託	回/年	3,463	3,406	3,304	3,241	3,207
確保方策(箇所数)		か所	2	2	2	2	2
実績	直営	回/年	3,852	3,062			
	委託	回/年	3,068	3,414			
	合計(延べ利用回数)	回/年	6,920	6,476			
	場所	か所	2	2			

○地域子育て支援拠点事業 令和3年度概要

名称	南丹市子育てすこやかセンター	ぼこぼこくらぶ [八木]	ぼこぼこくらぶ [日吉]	ぼこぼこくらぶ [美山]	ぼこぼこくらぶ [園部]	ぼこぼこくらぶ [美山中学校]
開設場所	同上	コミュニティスペース気になる木J U J U	南丹市日吉生涯学習センター(会議室)	南丹市美山保健福祉センター	①南丹市園部南部コミュニティセンター ②横田公民館	南丹市立美山中学校(音楽室)
開設日時	月～金曜日 9時～17時	月～金曜日、 第3土曜日 10時～15時	火曜日 10時～15時	木曜日 10時～15時30分	①第1・3木曜日 ②第2・4木曜日 10時～15時	第2月曜日 10時～15時 【令和元年11月 から開設】
実施方法	直営	委託	委託	委託	委託	委託
特色	子育て講座、お話し会、親子リトミック、ベビーマッサージ、日曜講座、水遊び、運動遊び、クリスマス会、心の相談、ファミリーサポートセンター事業との連携	絵本の日、おめでとうの日、託児付の外カフェ、足形あおむしの展示、ハロウィンパーティー、クリスマス会、産前・産後サポート事業との連携、SNSの活用	同左	同左	同左	中学生と子育て中の親子の交流、中学生がいのちの大切さや出産・子育てを学ぶ
利用人数	3,062人	2,427人	384人	165人	438人	0人 コロナのため開設できず

■方策・課題

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための行動制限下においても、家の中で過ごすことばかりになる親子が心身ともに疲弊しないよう、感染症対策を講じ、参加人数に上限を設けて可能な限りの拠点の開設を行った。また、SNSを通じて親子でのおうち時間の過ごし方について、情報提供など行った。

ぼこぼこくらぶ [美山中学校] は新型コロナウイルスのため実施できなかったが、再開を目指したい。また、他の小・中学校でも施設を活用した拠点の開設を進めたい。

(5) 一時預かり事業 (進行管理票P3、1 (2) ⑤)

■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。幼稚園在園児の教育時間外での預かり保育と、保育所を利用していない子どもを対象に、保護者の仕事や病気等を理由にした、保育所での緊急、一時的な預かりと週3日以内の定期利用での預かりによる一時保育を実施している。

■第1期計画期間中(平成27年度～令和元年度)の実施状況

幼稚園在園児の教育時間外での預かり保育は、園部幼稚園で実施に加え、平成27年度から八木中央幼稚園(八木中央幼児学園 短時部)で実施を開始し、2園で実施している。

緊急、一時的な預かりはすべての保育所での実施に向け協議を進めてきた。

平成30年度から「ファミリー・サポート・センター事業」では、提供会員の自宅以外の施設等の預かりを可能とした。

種別	実施施設
幼稚園における在園児対象の預かり	園部幼稚園・八木中央幼稚園(八木中央幼児学園 短時部)
2週間以内で緊急、一時的な預かり	園部・城南・八木中央・知井保育所 ひよし・みやまこども園 ※令和2年度～八木東・胡麻
週3日以内の継続的な預かり	八木中央保育所(八木中央幼児学園 長時部)

■量の見込みと現状

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

第2期計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(延人数) 量の見込み	公立	人/年	1,774	1,695	1,673	1,605	1,605
	私立	人/年	4,119	3,937	3,885	3,728	3,728
	合計	人/年	5,893	5,632	5,558	5,333	5,333
確保方策		人/年	5,893	5,632	5,558	5,333	5,333
		か所	3	3	3	3	3
実績(公立幼稚園 2園分)		人/年	1,138	1,382			
実績(私立聖家族幼稚園)		人/年	4,686	6,483			

○幼稚園以外における一時預かり

第2期計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人数)	一時保育	人/年	656	645	625	614	607
	ファミリー・サポート・センター	人/年	165	162	157	155	153
確保方策	一時保育	人/年	656	645	625	614	607
	ファミリー・サポート・センター	人/年	165	162	157	155	153
実績	一時保育	人/年	277	96			
	ファミリー・サポート・センター (就学前児童の預かり)	人/年	141	155			

■方策・課題

就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制を確保する。

令和2年度から2週間以内で緊急、一時的な預かりについては八木東保育所、胡麻保育所でも事業を実施している。

平成29年度から「子育てすこやかセンター」にて「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しているが、平成30年度から提供会員の自宅以外の施設等の預かりも可能となったことから、一体的運営という点でも、拠点施設での預かりのニーズに応えていきたい。

(6) 病児保育事業（進行管理票P3、1(2)⑥)

■事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型（訪問型）の3つの類型がある。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、地域の子育て家庭等に対する相談支援を実施する事業	看護師等が保護者の自宅に訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 ・保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ・病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ・保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ・預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

第1期計画では、平成29年度に市内1か所の開設計画を掲げたが、計画の中間見直しにより平成31年度開設へと計画変更し、なおも計画期間内での実施に至らず、第2期計画で再度目標を示した。

この間、京都府においては、医師会、小児科医会、病院協会、市長会、町村会等のメンバーによる検討会が組織され、本市もその構成員とし参画した中で、病児保育の受け皿の拡大方策、市町村域を超えて利用する場合の方策についての検討が進められたが、結論にまでは至っていない。

本市としては、類型として「病児対応型・病後児対応型」の開設をめざし、京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進めてきた。

■量の見込みと現状

第2期計画	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人/年	807	798	786	770	746
確保方策	人/年	0	798	786	770	746
	か所	0	1	1	1	1
実績	か所	0	1			

■方策・課題

令和3年11月に、亀岡市・京丹波町・国民健康保険南丹病院組合・南丹市の協定により、京都中部総合医療センター内に、病児保育室「ひまわり」を類型「病児対応型」で開設した。保育所・幼稚園・認定こども園を利用する保育の必要な子どもが病気やケガで集団保育ができない時に利用できるように、広報に努める。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（進行管理票P3、1(2)⑦）

■事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

ファミリー・サポート・センター事業を市内1か所で実施。これまでは就学前児童の利用がほとんどであり、小学生では放課後児童クラブの送迎等での利用があるが、放課後の預かりの利用はほとんどみられない。

■量の見込みと現状（学校の放課後の預かりとして）

第2期計画	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	人/年	0	0	0	0	0
確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績	か所	1	1			

■方策・課題

小学生の放課後の過ごし方としては、放課後児童クラブの利用や放課後つどいの場（Seed base）などでの過ごし方へのニーズが多いが、ファミリー・サポート・センター事業のサービス内容の周知を図り、幅広いニーズに対応していく。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（進行管理票P4、1(2)⑧）

■事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師・栄養士等が家庭訪問し、発育の状況を計測、確認し、育児に関する相談に応じたり、予防接種や保健事業等子育て支援に関する情報提供を行っている。

保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につないできた。

要経過観察対象者には、子育て相談や再訪問等で健康や育児の支援を行っている。

■量の見込みと現状

第2期計画	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児 人口推計	人	183	179	174	172	166
量の見込み	人	183	179	174	172	166
訪問率	%	100	100	100	100	100
実績	訪問対象家庭数	人	167	137		
	家庭訪問数	人	151	122		
	訪問率	%	90.4	89.1		

■方策・課題

引き続き、保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につなぐ。

令和3年度の未訪問者15件のうち3件は長期里帰りのため他市に訪問を依頼。その他12件は新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を希望されなかったケース等である。

転出については、転出先に対応の引き継ぎを行っている。

その他のケースについてはその後の健診や他の事業等で母子の様子を確認を行っている。

(9) 妊婦健康診査（進行管理票P4、1(2)⑨）

■事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

安全、安心な出産のため、妊婦の健康管理を図る。妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行。京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して利用することができる。

すべての妊婦が適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産が迎えられることを目標に取り組んできた。

■量の見込みと現状

第2期計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児 人口推計		人	183	179	174	172	166
1人当たりの健診回数		回	14	14	14	14	14
量の見込み		回/年	2,562	2,506	2,436	2,408	2,324
実績	対象者数	人	230	231			
	回数(受診券回収枚数)	回/年	3,870	3,640			

■方策・課題

引き続き、医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊娠期の母子の健康を支援する。

(10) 養育支援訪問事業（進行管理票P4、1(2)⑩）

■事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

子どもの養育に困難のある家庭等に、訪問支援員を派遣し、育児・家事援助といった必要な支援を行っており、必要に応じて保健師等が専門的な相談支援等を行っている。

平成29年3月に策定された京都府の養育支援訪問事業実施ガイドラインに基づき、妊娠届出時における対応や妊婦への訪問指導等において適切にアセスメントを行った上で、必要な事案を本事業につないでいくこととし、要保護児童対策地域協議会の機能を活かし、きめ細かで専門的な支援を展開してきた。

■量の見込みと現状

第2期計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	育児・家事支援	人/年	1	1	1	1	1
	専門的相談支援	人/年	45	44	43	42	42
確保方策		人/年	46	45	44	43	43
実績	育児・家事支援	人/年	11	21			
	専門的相談支援	人/年	25	13			

■方策・課題

今後も関係課と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、訪問事業を行う。

(11) 利用者支援事業 (進行管理票P4、1(2)⑪)

■事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する。

事業内容	
[総合的な利用者支援]	[地域連携]
個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たって「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行う。	子育て支援を行う関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

類 型	
[基本型]	「利用者支援」と共に「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施。
[特定型]	主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施。
[母子保健型]	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態。継続的な把握、支援プランの策定を実施。主として、保健センターを活用して実施。

■第1期計画期間中(平成27年度～令和元年度)の実施状況

「基本型」

新制度に伴い導入された事業であり、平成27年度に拠点施設1か所(ぽこぽこくらぶ)で開始。平成28年度に拠点施設でさらに1か所(子育てすこやかセンター)で開始した。

その後、実施日の拡大や実施場所の拡大を図り、直営の子育てすこやかセンターで週5日実施、委託のぽこぽこくらぶで八木週5日、日吉・美山・園部週1日実施している。

「母子保健型」

平成30年10月から保健医療課で開始し、相談室を開設して、妊娠届出時には必ず保健師等の専門職が面接を行うことで、支援が必要な妊婦を早期発見し、関係機関と連携することにより、不安を解消し支援につなげている。

「基本型」と「母子保健型」の連携により「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整備した。

■量の見込みと現状

第2期計画		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	基本型・特定型	か所	2	2	2	2	2
	母子保健型	か所	1	1	1	1	1
確保 方策	基本型・特定型	か所	2	2	2	2	2
	母子保健型	か所	1	1	1	1	1
実績	基本型・特定型	か所	2	2			
	母子保健型	か所	1	1			

■方策・課題

地域子育て支援拠点事業を実施している「子育てすこやかセンター」と「ぽこぽこくらぶ」において、子育て中の親子を対象とした日常的な相談対応を行ってきている。これらの施設を活用しながら、利用者支援事業として位置付け、子育て支援の総合的な窓口として、また地域の子育て資源の育成や地域課題の発見・共有に及ぶまでの取組を進めていく。

担当する支援員は、京都府が主催する子育て支援員研修（基本研修・専門研修）を受講済。

「基本型」と「母子保健型」はそれぞれ担当課が異なるが、定期的な連携会議の実施や日々の連携により、「子育て世代包括支援センター」として運営していく。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業（進行管理票P5、1(2)⑫）

■事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所、幼稚園、認定こども園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する。

■第1期計画期間中（平成27年度～令和元年度）の実施状況

令和2年度から日用品、文房具等の購入に要する費用を助成の対象とすることとして、事業を実施している。

なお、令和元年10月からの教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、副食費は本事業により助成している。

■量の見込みと現状

第2計画		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		国の計画策定の方針により設けていない					
確保方策		国の計画策定の方針により設けていない					
実績	食事の提供に要する費用の助成	人	35	24			
	日用品、文房具の購入に要する費用の助成	人	9	7			

■方策・課題

引き続き、低所得世帯の負担軽減につながるよう対象者に対して事業を実施する。